

改善報告書

令和6年7月23日

1. 大学名：名古屋造形大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3－1

○ 大学院設置基準第14条の2第2項に定めのある学位論文に係る評価の基準について、その策定、学生に対する明示、大学ウェブサイトでの公表を行っていない点は改善を要する。

基準項目：5－3

○ 監事の監査報告を理事会で審議・承認している点は、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため改善が必要である。

○ 評議員数が理事定数の2倍を超える数未満であり、私立学校法第41条第2項及び寄附行為第20条第2項の規定を満たしていない点は、早急な改善を要する。

基準項目：6－3

○ 学位論文に係る評価の基準の策定及び公表、監事の監査報告の取扱い、評議員の選任について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3－1について

学位論文に関する評価の基準に関して、2024年4月3日の研究科委員会で審議し、策定した。それに伴い、4月4日（木）10時より開催した「大学院研究科ガイダンス」内で、研究科長より「学位（修士）審査基準」について説明を行った。

また、本学ウェブサイト＜教育情報の公開＞【6】学修の成果に関わる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することへ以下を掲載し、公開している。

- ・名古屋造形大学大学院（修士課程）学位規程
- ・大学院造形研究科における学位（修士）審査基準

基準項目5－3について

決算を審議する際の理事会の議案表記が「事業の実績・収支決算書及び監事の監査報告について」としていたことから、議事録において決算と合わせて監査報告も審議・承認をしたかのような誤解を招いた。そのため、以降の理事会の議事録では決算に関わる審議結果の記述と、監査報告に関わる記述をきちんと区別するよう改めている。

名古屋造形大学

評議員定数 37 名を満たすため、令和 5（2023）年 12 月 22 日開催の理事会において、欠員していた 1 名を選任した。

基準項目 6－3 について

前述してきたとおり、基準項目 3－1、5－3 の指摘事項へ対応を行い、内部質保証に関する機能性について改善を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3－1 の資料

- ・【名古屋造形大学】20240403 研究科委員会議事録＜抄録＞
- ・名古屋造形大学大学院（修士課程）学位規程
- ・大学院造形研究科における学位（修士）審査基準
- ・上記を掲載した本学ウェブサイトの写し

基準項目 5－3 の資料

- ・【同朋学園】20240528 理事会議事録＜抄録＞
- ・【同朋学園】20231222 評議員会議事録＜抄録＞

基準項目 6－3 の資料

- ・該当なし

以上